

港区学校給食調理業務委託
事業候補者募集要項

令和3年9月

港区

1 目的

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達、日常生活の食事についての正しい知識、望ましい生活習慣を身につけるなど、学校教育において重要な役割を担っています。

港区教育委員会では、平成16年度から学校給食調理業務の民間委託を進めており、衛生管理の徹底や的確な食物アレルギー対応など、児童・生徒に安全で衛生的な給食を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業者を、公募型プロポーザル方式により選考します。

2 募集概要

今年度は、12校の給食調理業務委託事業者を**学校ごとに選考**します。**受託を希望する学校を選択し、応募してください。**各学校の詳細は、学校別仕様書を併せて確認してください。

各学校の所在地、事業規模(年間金額及び食数)、及び特記事項は、次の(1)～(12)のとおりです。

ただし、事業規模に示す年間金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意してください。食数は、募集時点での見込みであり、変更する場合があります。

なお、**事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。**

履行期間は、いずれも令和4年4月1日から令和9年3月31日までです。

(1) 芝小学校

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額(税込) 食数	
港区芝二丁目21番3号	3090万円程度 520食程度	

(2) 赤羽小学校

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額(税込) 食数	
港区三田一丁目4番52号	3420万円程度 630食程度	令和5年4月1日、新校舎への移転予定

(3) 芝浦小学校

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額(税込) 食数	
港区芝浦四丁目8番18号	6580万円程度 1100食程度	本校舎、仮設校舎それぞれに給食室あり

(4) 芝浜小学校

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額(税込) 食数	
港区芝浦一丁目16番31号	3170万円程度 500食程度	<u>令和4年4月、新規開校</u>

(5) 御田小学校

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額(税込) 食数	
港区三田四丁目11番38号	3190万円程度 530食程度	令和5年度内に、仮校舎へ移転予定

(6) 高輪台小学校

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額(税込) 食数	
港区高輪二丁目8番24号	3340万円程度 850食程度	

(7) 南山小学校

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額(税込) 食数	
港区元麻布三丁目8番15号	2960万円程度 360食程度	

(8) 筭小学校

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額(税込) 食数	
港区西麻布三丁目11番16号	3270万円程度 570食程度	

(9) 東町小学校

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額(税込) 食数	
港区南麻布一丁目8番11号	3540万円程度 530食程度	

(10) 高松中学校

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額（税込） 食数	
港区高輪一丁目16番25号	2720万円程度 330食程度	

(11) 港南中学校

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額（税込） 食数	
港区港南四丁目3番3号	2990万円程度 480食程度	

(12) 赤坂中学校（令和5年4月以降は赤坂小中一貫教育校（仮称））

所在地	事業規模	特記事項
	年間金額（税込） 食数	
港区南青山一丁目18番12号	【令和4年度】 2020万円程度 110食程度	令和4年9月、新校舎へ 移転予定 令和5年4月以降、赤坂 小学校との小中一貫教育 校 2校舎それぞれに給食室 あり
	【令和5年度以降】 5800万円程度 780食程度	

3 応募資格

- (1) 現在、23区（港区含む）で、学校給食調理業務委託契約（自校方式）を受託している実績を有する事業者であること。
- (2) 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、本委託業務を仕様書に基づき確実に遂行できること。
- (3) 学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知、労働基準及び労働安全など労働関係法令を遵守できること。
- (4) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (5) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日、1港政契第238号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令に基づく入札参加資格に関する規定（昭和22年政令第16号）第167条4に該当する者でないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

- (8) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (9) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。ただし、区外事業者が単独で参加することを妨げるものではありません。

4 地域貢献活動項目の評価及び提出資料について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

ア 共同事業体構成書

イ 共同事業体協定書兼委任状

ウ 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）

・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

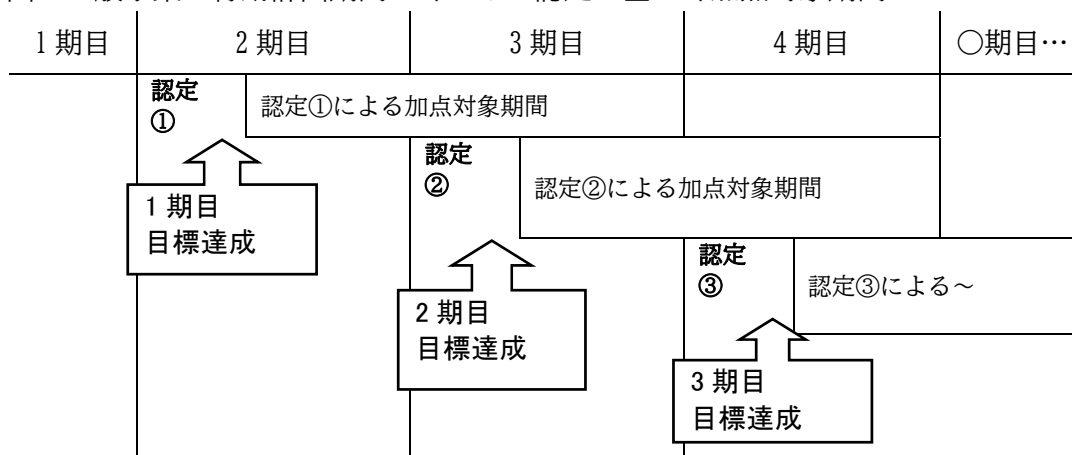
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る)のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合、通知書の写しをご提出ください。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 応募手続

(1) 選考日程 (予定であり、変更する場合があります。)

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ① 募集要項の配布 | 令和3年 9月 8日(水)～9月27日(月) |
| ② 提出書類受付開始 | 令和3年 9月 8日(水) |
| ③ 質問の受付締切 | 令和3年 9月14日(火) 正午 |
| ④ 質問に対する回答 | 令和3年 9月17日(金) |
| ⑤ 提出書類の締切 | 令和3年 9月27日(月) |
| ⑥ 第一次選考 | 令和3年 10月中旬～下旬頃 |
| ⑦ 第一次選考結果通知 | 令和3年 10月29日(金)頃 |
| ⑧ 第二次選考 | 令和3年 11月1日(月)～12月23日(木) |
| のうち指定する日 | |
| ⑨ 第二次選考結果通知 | 令和3年 12月24日(金)頃 |
| ⑩ 事業候補者決定 | 令和4年 2月上旬 |
| ⑪ 委託業務開始 | 令和4年 4月 1日(金) |

※⑧の日程詳細については第一次選考を通過した事業者に、第一次選考

終了後にお知らせします。

(2) 配布場所

- ・港区役所7階 教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係
- ・港区ホームページからも閲覧・ダウンロード可能です。

(3) 質問の受付及び回答

募集に関する質問は、質問書(様式5)を用い、Eメールで令和3年9月14日(火)正午までに提出【期限厳守】

※メールアドレスは本要項の最終ページに記載しています。

※電話での質問は一切受けません。

※令和3年9月17日(金)に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

※期間を越えての質問は受けません。

※回答は、本要項の一部とします。

(4) 提出書類の受付

- ① 受付期間 令和3年9月8日(水)～令和3年9月27日(月)
【期限厳守】(土日・祝日は除く)
- ② 受付時間 午前9時から午後4時30分まで
- ③ 受付場所 港区教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係
- ④ 方法 事前に日時予約のうえ、持参すること。

(5) 提出書類(様式添付あり)

※必ず指定の様式を使用し、書式等の変更もしないこと。

① 参加表明書(様式1)

② 会社概要(様式2)

項目	内容
会社概要	(1) 本社所在地 (2) 資本金 (3) 加盟団体 (4) 23区内事業所数 (5) 23区内事業所従業員数(正規職員、パート職員、合計) (6) 代行保証制度の加入 (7) ISO9001、14001、27001の取得状況 (8) ワーク・ライフ・バランス関係の認定取得状況
学校給食受託状況	(1) 現在契約中の学校給食受託区数 (2) 現在契約中の学校給食受託小学校数 (3) 現在契約中の学校給食受託中学校数 (4) 現在契約中の他区名及び学校名(港区を除く)、給食数

学校給食の 事業体制・展開	(1) 運営 (2) 衛生管理 (3) 展開 (4) 組織・人員体制、組織図
------------------	---

③ ISO認証取得証明書の写し及び項番4「地域貢献活動項目の評価及び提出資料について」で示した関連書類

④過去5年間の財務諸表

⑤納税証明書（直近1年分）

項目	内容
納税証明書	(1) 法人税 (2) 法人事業税（地方法人特別税を含む） (3) 消費税及び地方消費税

⑥仕様書に基づいた経費見積書（様式3）

応募する学校ごとに作成してください。なお、芝浦小学校は校舎ごとに、赤坂中学校は令和4年度と令和5年度以降に分けて作成してください、また、赤坂中学校の令和5年度以降分は、校舎ごとに作成してください。

項目	提案内容
経費見積書	(1) 従事体制 (2) 人件費 (3) その他経費

⑦企画提案書（様式4）

港区の学校給食を円滑に遂行するための貴社の役割と支援体制について説明してください。

項目	提案内容
基本理念	(1) 学校給食が果たす役割 (2) 安全で安心な学校給食の提供 (3) 食育のポイント
業務の実施	(1) 港区の学校給食に対する理解について (2) 学校との連携 ①児童・生徒、栄養士、教職員とのコミュニケーション ②学校行事の考え方 ③学校給食運営協議会への取組 (3) 衛生管理 ①健診・細菌検査の内容・項目、回数 ②『学校給食衛生管理基準』の遵守、大量調理における管理マニュアル、HACCPの考え方 ③衛生に関する指導員の有無 (4) 本社のバックアップ体制 ①学校の調理従事者との連携・支援体制 ②現地への巡回の頻度、指導の内容 ③急な欠員時等の支援体制

<p>人員配置・人材育成、人材確保</p>	<p>(1) 応募学校への人員配置、人材確保 ①調理従事者の配置人数、配置者の資格、学校給食経験年数 ②パート社員の定着率 ③人材確保における工夫 ④欠員が生じた場合、補充までに要する期間（応援は含まない）</p> <p>(2) 組織力の確保 ①調理業務におけるチームワーク向上のための取組 ②調理員（パート含む）への契約内容（港区仕様）の具体的な周知徹底方法</p> <p>(3) 研修の体制及び効果 ①従事社員・パート社員の研修内容、回数 ②配置前研修のスケジュール、内容</p> <p>(4) 調理業務責任者について ①会社全体での調理業務責任者の人数 ②平均年齢 ③調理業務責任者となるために必要な経験及び年数</p> <p>(5) 巡回指導員について ①会社全体での巡回指導員の人数及び役割 ②巡回指導員となるために必要な経験</p>
<p>異物混入、アレルギー事故等の件数（全受託校）など</p>	<p>(1) 過去3年間（平成30年度、令和元年度、2年度ごと）の異物混入の件数（児童・生徒が食する前に判明した提供ミス、髪の毛、ビニール、プラスチック等） (2) (1)の事故のうち、最も重大な事例1つについての概要（事故の内容、原因、対応、再発防止策）※ (3) 過去3年間（平成30年度、令和元年度、2年度ごと）のアレルギー事故（児童・生徒が食する前に事前に回避したものの件数も含む）の件数 (4) (3)の事故のうち、最も重大な事例1つについての概要（事故の内容、原因、対応、再発防止策）※ (5) 食物アレルギーについての理解・社員教育（研修）・事故防止策の具体的な内容 ※0件の場合は想定した場合の記載をしてください。</p>
<p>非常事態への予防・対応（全受託校）</p>	<p>(1) 過去3年間の事故及び対応状況（平成30年度、令和元年度、2年度ごと） ①食中毒事故 ②損害賠償を伴った事故 (2) 事故の予防策、発生した場合の再発防止策※ (3) 災害時の対応 (4) 加入保険 ※0件の場合は想定した場合の記載をしてください。</p>

⑧ 作業工程表（様式7）及びポイントメモ

学校別の調理室手配表(本要項別添1)、調理室レイアウト図(本要項別添2)

を確認のうえ、当該校で実際に業務を履行することを踏まえた作業工程表を作成し、提出してください。作成に当たっては、学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)及び本業務委託仕様書に準じてください。

また、作業工程表作成にあたり、留意点・作り方のポイントなどをまとめたメモをA4判1枚程度に集約して提出してください。

なお、芝浦小学校は、校舎ごとに作成してください。

※ 食物アレルギーは、調理室手配表の左下にある「アレルギー対応」のみ確認してください。

⑨ 企画提案書概要 (A3片面印刷、横書き)

企画提案書の内容を、A3判1枚程度に要約し、作成してください。

(6) 提出部数

各書類の提出部数は、次のとおりです。⑥及び⑧は、応募する学校ごとに作成し、提出してください。

① 参加表明書 1部

② 会社概要

事業者名入り 1部

事業者名なし 11部 ※本社所在地は空欄にしてください。

③ ISO認証取得証明書の写し及び項番4「地域貢献活動項目の評価及び提出資料について」で示した関連書類

写し 各1部

※該当があれば提出してください。加点される場合があります。

④ 過去5年間の財務諸表 各年 1部

⑤ 納税証明書(直近1年分) 1部

⑥ 仕様書に基づいた経費見積書

社判を押しした正式なもの 各1部

事業者名なし 各11部

⑦ 企画提案書

事業者名入り 1部

事業者名なし 11部

⑧ 作業工程表等 各11部

⑨ 企画提案書概要 11部

⑩ 上記①～⑨の提出資料(事業者名入り)データを格納したCD-R1枚

※CD-Rの表面には会社名等を記入してください。

※①から⑨はそれぞれファイルを別にして格納してください。

(7) 注意事項

① 事業所名なしの提出物については、資料文中など全てについて、事業所名をマスキング処理する等、確実に消し、社員の顔写真や氏名等、事業者を特定できるような情報についても一切載せないこと。

② 上記提出資料は社名入り封筒に入れ提出すること。

- ③ 記入欄は、原則としてBIZ UD明朝Medium、11ポイントを使用すること。
- ④ セルの大きさは、横は固定、縦は任意とします。
- ⑤ 表紙・会社概要・経費見積書は片面印刷に、企画提案書は両面印刷してください。
- ⑥ 会社概要・見積書・企画提案書は別にして提出してください。
- ⑦ 「会社概要」はA4 1ページ以内で作成してください。
 - ア) 受託校名欄は10校までは「〇〇区立〇〇小(中)学校(〇〇食平成〇〇年〇月から)」と記入してください。11校以上は「外〇〇区小学校〇校、△△区中学校△校」と記入してください。
- ⑧ **現在、港区の学校を受託している場合、受託校記入欄に港区(貴区)と記入しないでください。**
- ⑨ 「経費見積書」は概算です。A4 1ページ以内で作成してください。
 - ア) 人員構成は受託した場合に配置可能な構成を記入してください。
 - イ) 正社員の学校給食経験年数欄について(令和3年9月1日基準)1年に満たない場合は0とせず、実績月を記入してください。
 - ウ) 備考欄には、根拠となる事項を記入してください。
- ⑩ 「企画提案書」はA4両面印刷とし、5ページ以内で作成してください。
- ⑪ 事業者名なしの11部については、企画提案書の記載内容から事業社名が特定されないように作成してください。
- ⑫ 様式ごとにインデックスを付けてください。

(8) その他

① 著作権等

提案書の著作権は事業者に帰属します。ただし、区は事業予定者の公表等必要な場合には申込時の提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

② 選考結果の公表

事業候補者の選考過程に関する情報は、選考終了後に公表を予定しています。また、決定事業者の企画提案書は港区ホームページ上で公表します。

なお、事業者名については、決定事業者のみ公表します。

③ 応募費用

応募に際し必要となる資料の作成・提出等に要する費用及び選考に参加するために要する費用は、全て事業者の負担とします。

④ 提出書類

区に提出された書類は返却しません。

⑤ 区が提供した資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに第三者に対してこれを使用させること、又は内容を提示することを禁止します。

⑥ 追加書類の提出

区が必要と認める場合には、追加書類を提出してください。

⑦ 参加表明後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、プロポーザル

参加辞退届（様式6）を提出してください。

6 事業候補者の決定方法

（1）審査項目

- ① 会社概要
学校給食調理業務受託状況等
- ② 基本理念
業務に関する基本的な考え方等
- ③ 業務の実施
業務実施に際しての取組等
- ④ 人材配置・育成
従業員の配置、指導・研修等
- ⑤ 異物混入及びアレルギー事故
異物混入及び食物アレルギーの件数
食物アレルギーの対応等
- ⑥ 非常事態への予防・対応
食中毒の予防及び事故発生時の対応等
- ⑦ 見積書
見積金額の妥当性
- ⑧ 調理室手配表に基づく作業工程表の作成
衛生管理、タイムスケジュール、アレルギー対応、調理のポイント等
- ⑨ プレゼンテーション、ヒアリング
問題発生時の対応力等
- ⑩ 総合評価
全項目を通して評価します。

（2）審査方法

第一次審査結果と第二次審査結果を総合し、選考委員会で協議の上、事業候補者を決定します。

<第一次審査>

第一次審査は提出書類について審査を行います。第二次審査に進める事業者は3者程度とします。

<第二次審査>

プレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行います。ヒアリングによる審査では、第一次審査で提出された作業工程表に対するヒアリングも合わせて行います。プレゼンテーション、ヒアリングの参加人数は最大で4名までとし、巡回指導員及び各校に配属予定の業務責任者1名は、必ず参加してください。

なお、第二次審査の詳細については、第一次審査結果通知時に第一次審査通過事業者に対し併せて通知します。

7 その他

(1) 選考委員

学識経験者、教育委員会事務局の職員及び学校長で構成し、委員の職・氏名は公表しません。

(2) 事業候補者の取り扱いについて

事業候補者については、選考委員会が教育長に審査結果を報告し、港区業者選定委員会において契約の相手方として了承された後、契約締結手続きを行います。

(3) 営業許可の取得について

契約の相手方として了承された場合は、令和4年4月1日から業務が行えるよう、食品衛生法に基づく営業許可を取得するようお願いいたします。

8 長期継続契約

本件は、「港区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年港区条例第64号）第2条第2項に基づく長期継続契約に該当します。

【長期継続契約に係る留意点】

(1) 発注者の解除権

長期継続契約は、契約締結翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する場合があることをご承知おきください。

(2) 業務履行評価の対象

本件は、港区業務履行評価に関する要綱（平成25年1月21日24港総契第2195号）に基づく業務履行評価の対象契約です。

業務を受注した後、一定期間経過後、定期的に港区が業務の履行状況を確認する業務履行評価を行います。業務履行評価実施後、実施結果が通知されます。業務履行評価の結果が「不良」である場合は契約解除となる場合もあります。

(3) 労働環境の確保策の対象

本件は、港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（平成27年12月28日27港総契第2185号）の対象契約です。

【対象契約において必要となる主な対応】

- ・対象契約については、港区が設定する最低賃金水準額を設けています。業務を受注する場合には、労働者等に最低賃金水準額を支払う必要があることに留意してください。
- ・区は、受注者に対して、当該契約の締結前に当該契約に係る業務に従事していた労働者を継続して雇用するよう要請し、受注者に可能な範囲で対応

させていただきます。

なお、詳細については港区ホームページで公表している「労働環境確保策に関する手引き」をご確認ください。

【担当】

港区教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係

電 話 3578-2111 内線 2736

FAX 3578-2759

メールアドレス minato30@city.minato.tokyo.jp